

これまでの審議で出された主要な論点

《私のしごと館》

1. サービスの質・創意工夫の発揮可能性等

(1) サービスの質の設定

- ・満足度 80%については、実施要項にその根拠や基準を明示すべきではないか？
- ・アンケート調査には調査期間があるのか？アンケート調査は体験利用者全員について行われるのではないのか？

(2) 創意工夫

- ・どの程度民間事業者に創意工夫を求めているのかははっきりしないため、もっと表現を工夫できないか？

(3) モニタリング及びペナルティー

- ・民間事業者からの報告により事業のパフォーマンスが悪いことが明らかな場合、質の維持・向上の観点から、機構が民間事業者に対し、法に基づく監督・指導や協力を行う旨を実施要項に明示すべきではないか？また、要求するサービスの質の水準に達しない場合は、ペナルティー（委託費の減額）を課すべきではないか？

2. 落札者決定に当たっての評価方法等

- ・「評価表」の評価基準は、もっと内容を評価するようにすべきではないか？（例：～ある5点、～ない0点となっているのは問題ではないか？）。例えば、研修制度や体験マニュアルの創意工夫を評価する基準の設定は考えられないか？
- ・「市場化テストの実効性を確保するための能力等」については、「体験事業の質の向上」「経費削減の可能性」を評価するためにその内容を具体的に工夫すべきではないか？
- ・「企画提案する体験マニュアルは、別添1「体験マニュアル」を参考として創意工夫がなされているか。」に変更するとのことであるが、このよう

に変更するのであれば、必須項目にはなじまないのではないか？

### 3. 民間事業者が講ずべき措置

- ・区分経理を求める理由は何か？

### 4. 実施期間終了後の見直しのための評価

### 5. 監理委員会への報告・公表

- ・監理委員会への報告の時期を明記すべきではないか？

### 6. その他

#### (1) 損害賠償

- ・第一義的に賠償金を支払う者は、民間事業者に責任がある場合には民間事業者であるように受け取れるが、第一義的に賠償金を支払うのは常に国（機構）であり、国（機構）は、支払った場合に、その賠償金を民間事業者に求償するということではないのか？

#### (2) 民間事業者が負う可能性がある責務

- ・民間事業者が負う可能性がある責務として、法第 54 条～第 56 条の罰則を記載すべきではないか？

以 上